

## 施術所に関する届出について

本人確認書類：運転免許証、障害者手帳など

届出の種類	届出が必要なとき	届出時必要なもの	提出時期	備考
開設届	①施術所を開設したとき ②開設者が別人になる場合（法人化含む） ③施術所を移転する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書 1部 ※押印不要</li> <li>施術者全員の資格の免許証 ※必ず原本をお持ちください。</li> <li>平面図 1部 ※待合室面積、専用施術室面積、換気設備（外気開放面積記載、換気扇の有無記載）</li> <li>開設者及び施術者全員の本人確認書類</li> <li>開設者が法人の場合のみ、登記事項証明書（商業登記簿）</li> </ul>	開設から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口には原則、開設者がご来所ください。</li> <li>工事着工前に図面の事前相談をしていただくことを推奨しています。</li> </ul>
変更届	①施術者の変更 ②業務の追加（例：鍼のみだったが灸も開始） ③構造設備の変更 ④開設者に関する変更（住所や氏名・名称等） ⑤施術所の名称等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書 1部 ※押印不要</li> <li>①の場合、追加になった施術者の資格の免許証原本・本人確認書類</li> <li>②の場合、追加になった業務に係る、施術者の資格の免許証原本・本人確認書類</li> <li>③の場合、変更前、変更後の平面図 各1部</li> <li>④の場合、開設者の本人確認書類（法人の場合登記事項証明書（商業登記簿））</li> </ul>	変更から10日以内	窓口には原則、開設者がご来所ください。
廃止届	①施術所を廃止したとき ②開設者が別人になる場合（法人化含む） ③施術所を移転する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書 1部 ※押印不要</li> </ul>	廃止から10日以内	窓口には原則、開設者がご来所ください。
休止	施術所を休止したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書 1部 ※押印不要</li> </ul>	休止から10日以内	窓口には原則、開設者がご来所ください。
再開	施術所を再開したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書 1部 ※押印不要</li> </ul>	再開から10日以内	窓口には原則、開設者がご来所ください。

※開設者が別人になる場合（法人化含む）は、届出済みの施術所の廃止届と、新開設者で施術所の開設届の提出が必要です。

※施術所を移転する場合は、届出済みの施術所の廃止届と、移転先の施術所の開設届の届出が必要です。

■届出書の様式は以下の長野市保健所総務課ホームページからダウンロードできます。

（保健所にもご用意があります。）

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう等の施術所

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n105500/contents/p002174.html>

柔道整復の施術所

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n105500/contents/p002177.html>